容とする更生計画案の作成は困難であることが明らかになった。そこで、会社更生法第185条第１項に基づき、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成をすることとし、更生会社は、更生計画認可決定日をもって解散する。

第２節　更生債権等の権利の変更及び弁済方法

１　基本方針

更生債権等に対する弁済方法としては、更生会社の保有する資産を換価し、更生担保権、共益債権及び優先的更生債権（公租公課）を弁済した後、一般更生債権に対しては残余の資産を弁済原資として債権額に応じた按分弁済を行い、弁済後の一般更生債権の残額について免除を受ける。

２　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

裁判所の許可を得て更生担保権に係る担保権の目的物の全部を売却し、その売却代金額から更生会社の資産への一定の組入金額及び清算手続の経費等を控除した残額を一括弁済する。弁済額が確定更生担保権額に満たないときは、その差額については免除を受ける。

３　優先的更生債権（公租公課）の納付

本更生計画案の提出日現在において約395,800円の未払の優先的更生債権に該当する公租公課が存在するものの、管財人は、更生債権に該当する公租公課の納付について、会社更生法第47条第７項第４号に定める裁判所の許可を受けており、これら公租公課については、更生計画認可決定に至るまでの間に同許可に基づき納付を実施する予定であることから、本更生計画に基づく権利の変更及び納付の対象とはしない。

４　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受ける。

⑵　前記⑴による免除後の確定更生債権について、更生会社の資産全部の換価が完了してから１ヶ月を経過する日と更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに、換価代金全額から共益債権（清算結了までに必要と見込まれる費用を含む。）、更生担保権及び優先的更生債権の弁済に必要な金額を控除した残額を弁済原資として債権額に応じて按分し、一括弁済する。弁済後の残額については、弁済時に免除を受ける。

第３節　株主の権利の変更

更生会社が発行済株式の全部を無償で取得するとともに、取得した全株式を消却する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

１　確定債権

件数	金　　額	別　表
１件	1,018,382,000円	３

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、別表３「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権に係る担保権の目的である株式（以下「本件担保株式」という。）について、裁判所の許可を得た上で、公開買付けに応じることその他適切な方法で売却するものとし、同表記載の確定更生担保権について、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに、その売却代金額から、売却代金の2.5％を更生会社の資産への組入額（以下「本件組入額」という。）として控除し、さらに入札実施に関するＦＡ報酬（月額報酬及び基本成功報酬のほか、株価によって変動する報酬及び経費を含む。ただし、月額報酬及び基本成功報酬の合計は2625万円（消費税込み）を上限とする。以下「ＦＡ報酬額」という。）を控除した残額を、一括弁済する。

上記による弁済額が確定更生担保権額に満たないときは、その差額については免除を受ける。

３　担保変換の措置

前記２による売却代金が更生計画認可決定確定前に入金された場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、更生担保権者に対し、同代金から本件組入額及びＦＡ報酬額を控除した残額が入金される管財人名義の預金口座に係る預金債権につき、更生担保権者を質権者とする質権を設定することができる。この場合において、管財人は、当該更生担保権について、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに、質権の目的である預金額相当額を一括弁済する。

上記による弁済額が確定更生担保権額に満たないときは、その差額については免除を受ける。

第２節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生債権

件数	金　　額	別　表
２件	6,696,549,879円	４

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表４「一般更生債権弁済計画表」記載の確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

⑵　前記⑴による免除後の確定一般更生債権について、更生会社の資産全部の換価が完了してから１ヶ月を経過する日と更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに、換価代金全額から共益債権（清算結了までに必要と見込まれる費用を含む。）、更生担保権及び優先的更生債権の弁済に必要な金額を控除した残額を弁済原資として債権額に応じて按分し、一括弁済する。弁済後の確定一般更生債権の残額については、その弁済時に免除を受ける。

第３節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。

債権者が同債権者名義の銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社の負担とする。

２　放棄・取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生債権等の放棄又は取下げがなされたときは、当該更生債権者等にかかる更生計画による権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始日以降、更生債権等の譲渡・移転（包括承継を含む。）がなされたとき（以下「債権譲渡等」という。）は、更生計画の権利の変更及び弁済方法との関係では、債権譲渡等が行われる前の債権額を基準として更生計画の定めを適用するものとする。

４　端数処理

更生債権等の権利の変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は、これを切り上げる。

第４章　担保権の措置等

第１節　担保権の措置

１　存続する担保権

⑴　別表５「存続する担保権一覧表（株式）」記載の質権（以下「本件質権」という。）は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　本件質権は、管財人が本件担保株式の売却のために本件質権設定の解除を本件質権の質権者に通知した時に消滅する。本件質権が消滅したときは、本件質権の質権者は、直ちに本件質権の消滅手続に必要な行為をしなければならない。

⑶　管財人は、本件担保株式の売却代金から本件組入額及びＦＡ報酬額を控除した残額について、裁判所の許可を得て、担保変換として預金質権（以下「本件預金質権」という。）を設定することができ、本件預金質権は、その限度で存続する。

⑷　本件預金質権は、管財人が更生担保権の弁済のために本件預金質権設定の解除を本件預金質権の質権者に通知した時に消滅する。本件預金質権が消滅したときは、本件預金質権の質権者は、直ちに本件預金質権の消滅手続に必要な行為をしなければならない。